

奈良県教育委員会告示第十二号

奈良県教育委員会會議規則（昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一号の二）

第三条第二項の規定により、奈良県教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成二十九年十二月八日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

一日時

平成二十九年十二月十九日 午後四時三十分

二場所

奈良県庁東棟二階 教育委員室

奈良市登大路町三〇番地

三傍聴受付

1 受付日時 平成二十九年十二月十九日午後三時三十分から午後四時二十分まで

2 受付場所 奈良県庁東棟二階 教育次長室